

県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの活動助成実施基準

第1 趣旨

この基準は、一般社団法人岡山県木材組合連合会（以下「県木連」という。）が、県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの活動支援事業実施要領（平成28年12月20日付け林第685号）に基づき、製材工場やプレカット工場等の木材関係事業者と設計士や工務店等の住宅関連事業者の連携した県産材が消費者に届くまでのプロセスに繋がりを持たせたサプライチェーンの構築と住宅建築における県産材の利用を推進するグループを助成するために必要な事項について定める。

第2 定義

この基準において、県産材とは、岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条の登録を受けている製材業者が製材した国産材製材品をいう。

第3 助成対象とする取り組み

製材工場やプレカット工場等の木材関係事業者と設計士や工務店等の住宅関連事業者の連携した県産材が消費者に届くまでのプロセスに繋がりを持たせたサプライチェーンの構築と住宅建築における県産材の利用を推進するための活動とする。

第4 助成対象とするグループの要件

助成対象とするグループは、原則として次の1から5の業種については各1事業者以上から構成され（一つの事業者が複数の業種を兼ねている場合、この限りではない。）、県産材のサプライチェーンの構築と住宅建築における県産材の利用の推進に取り組むものとする。

なお、グループで県産材の利用推進に向けた検討会を開催するものとする。

- 1 原木供給（素材生産、原木市場等）
- 2 木材加工（製材、集成材、合板製造等）
- 3 木材流通（製品市場、卸売等）
- 4 プレカット加工
- 5 住宅関連（設計、施工等）

第5 助成対象経費

県産材のサプライチェーンの構築、グループでの検討会の開催、セミナーや構造見学会等の開催、PRチラシやパンフレット等の作成等の住宅建築における県産材利用の推進に要する経費で、報償費、旅費、賃金、需用費（食糧費は除く。）、役務費、使用料及び貸借料とする。（報償費及び旅費はセミナー等の講師に限る。また、賃金はセミナー等の開催当日に係る雇用人夫に限る。需用費でPR等のため木製品を作成等する場合は県産材を活用したものに限る。）

第6 助成上限額

- 1 グループあたりの助成上限額は次のとおりとする。なお、新規グループとは、第4の5に定める住宅関連事業者のうち施工業者が新規のものをいう。
 - (1) 新規グループ 500千円以内／グループ
 - (2) 継続2年目 400千円以内／グループ
 - (3) 継続3年目 300千円以内／グループ

第7 事業実施グループの募集及び決定

事業実施グループの募集及び決定の手続きについては、次のとおりとする。

- 1 県木連は、事業実施グループを広く募集するものとする。
- 2 助成を受けようとするグループは、活動実施計画承認申請書（様式第1号）を県木連に提出するものとする。
- 3 県木連は、必要に応じて審査会を開催し、助成を受けようとするグループから計画や取組の内容等について説明を求め、提出された計画書について審査し、適当と認めるときは、活動実施計画を承認するとともに、予算の範囲内で助成金額の通知（様式第2号）を行うものとする。
なお、取り組む内容が「県南への利用拡大」及び「森林認証材の利用拡大」を優先して採択するものとする。
また、「新規グループ」及び「新規構成員追加グループ」を優先して採択するものとする。
- 4 事業実施グループは、活動実施計画の承認を受けた後に活動に着手するものとし、活動実施計画の承認を受ける前に、活動に着手してはならない。
- 5 活動実施計画の承認を受けた事業実施グループは、計画に沿って事業を実施し、事業が完了したときは、活動実施報告書（様式第3号）を1月末日までに県木連に提出するものとする。
- 6 県木連は、活動実施報告書の提出があったときは、証拠書類等を審査するものとし、適当と認められた場合には助成金の額を確定して、様式第4号により事業実施グループに通知するとともに助成金を支払うものとする。
- 7 事業実施グループは実施年から3年間、活動実施報告を提出するものとする。

第8 審査項目

第5の3の審査は、次の1から5の項目について行うものとする。

- 1 グループ要件：第4のグループ要件を満たしているか。
- 2 事業目的：本事業の趣旨に合致するものであるか。
- 3 事業内容：住宅建築における県産材の利用推進につながる内容となっているか。
- 4 事業効果：セミナーや見学会等の規模・実施体制、PRチラシ等の配布エリア・方法等が事業効果を発揮するものになっているか。
- 5 事業費：事業を実施するに当たり、適正な事業費となっているか。

第9 検査等

県木連は、必要に応じて事業実施グループに対し報告を求め、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

第10 実施状況報告

県木連は、必要に応じて事業実施グループに事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

第11 帳簿及び証拠書類の保管

事業実施グループは、当該事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業完了後5年間整理保管しなければならない。

なお、助成金については事業実施グループの有する他の経理と区分しなければならない。

第12 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は県木連が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成28年12月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

番号 第 号
令和 年 月 日

(一社) 岡山県木材組合連合会会長 殿

申請者 グループ名
(グループ代表者)
氏名
所属先
所在地
担当者職氏名
電話番号(携帯)

県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの
活動実施計画(変更)承認申請書

県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの活動支援事業実施基準第6の2の
規定により次のとおり活動実施計画書を作成(変更)したので、承認されたく申請します。

記

添付書類

県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの活動実施計画書

県産材を使った快適木の家づくり
サプライチェーンの活動実施計画書

令和 年 月 日

グループ名：

第1 グループの概要

(1) 名称及び代表者名

(2) 設立(予定)年月日

(3) 構成員

区分	事業者名	代表者名	担当者名	連絡先
原木供給				
木材加工				
木材流通				
プレカット加工				
住宅関連				

第2 サプライチェーンの取り組み

(1) 県産材の利用推進に向けた検討会の内容

(県産材使用部材の品質、県産材使用住宅の供給体制、住宅相談窓口の設置、生産技術の向上、グループでの情報共有の方法等の検討内容を記述する。)

(2) グループでの県産材使用住宅の建築戸数(計画)

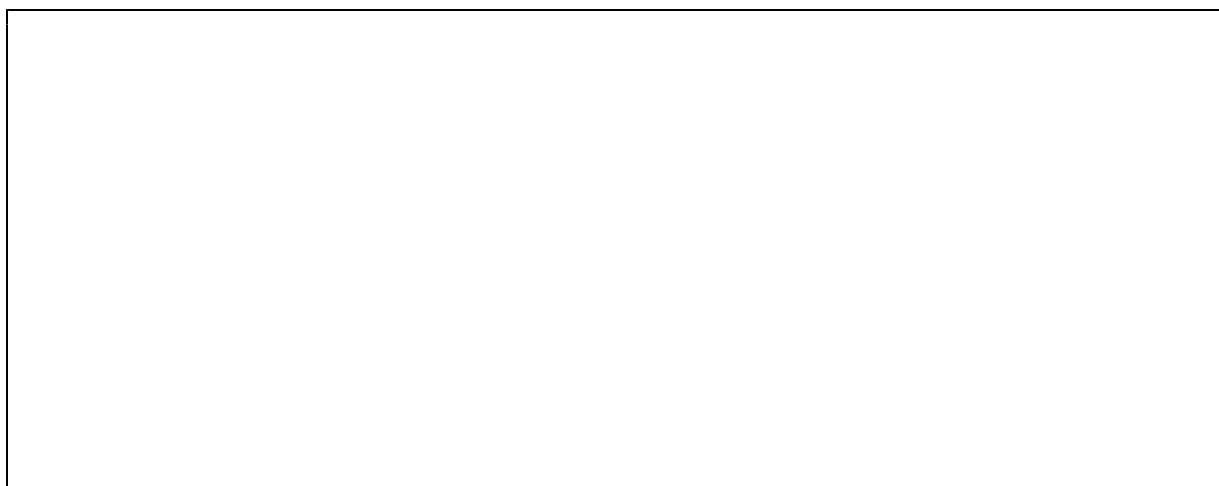
(3) サプライチェーンの対象とする部材

区 分		現状	今後の計画
主要構造材	土台		
	柱		
	横架材		
羽 柄 材			
造 作 材			
床 壁 材			
屋 根 材			

注1)「現状」欄には部材ごとの県産材の使用割合を記載する。

注2)「今後の計画」欄には県産材の使用割合の計画及びその方法等を記載する。

(4) サプライチェーンにおける県産材の流れ (フロー図)



第3 PR活動の計画

--

注) セミナーや見学会等の開催、PRチラシ・パンフレット等の作成等の実施計画を具体的に記載する。

第4 事業費

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		助成費	その他	
県産材を使った 快適木の家づくり サプライチェーンの活動				
計				

第5 事業費の積算基礎

(単位：円)

事業区分	区分	数量	単価	金額	積算基礎
県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの活動	賃金				
	旅費				
	需用費				
	消耗品費				
	印刷費				
	資料作成費				
	役務費				
	通信運搬費				
	振込手数料				
	使用料・賃借料				
会場借料					
備品使用料					
計					

注) 区分欄には、基準第5に掲げる助成対象経費の区分を記載する。

様式第2号

番号 第 号
令和 年 月 日

グループ名
グループ代表者 殿

(一社) 岡山県木材組合連合会会長

県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの
活動実施計画(変更)承認通知書

令和 年 月 日付け、第 号で承認申請があった県産材を使った快適木
の家づくりサプライチェーンの活動実施計画を承認し、次のとおり助成金額を内示します。
つきましては、同事業計画に沿って事業を実施し、事業完了後は速やかに同事業実施基
準第6の5の規定に定める活動実施報告書を提出してください。

記

助成金内示額 千円

(一社) 岡山県木材組合連合会会長 殿

申請者 グループ名
(グループ代表者)
氏 名
所属先
所在地
担当者職氏名
電話番号 (携帯)

県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの
活動実施報告書

令和 年 月 日付け、 第 号で承認通知のあった県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの活動について、事業が完了したので、県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの活動支援事業実施基準第6の5の規定により報告します。

記

添 付 書 類

県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの活動実施報告書

県産材を使った快適木の家づくり
サプライチェーンの活動実施報告書

令和 年 月 日

グループ名：

第1 事業の成果

(グループでの県産材の利用推進に向けての検討会の結果、セミナー・見学会等の成果について記述する。)

第2 サプライチェーンの取り組み実績

(1) 県産材の利用推進に向けた検討会の結果

(検討会における県産材の利用推進に係る今後の課題や対応策等について記述する。)

※ 検討会の議事録・写真を添付すること。

(2) グループでの県産材使用住宅の建築戸数 (実績)

(3) サプライチェーンの対象とした部材

区 分		計 画	実 績
主 要 構 造 材	土台		
	柱		
	横架材		
羽 柄 材			
造 作 材			
床 壁 材			
屋 根 材			

注1)「計画」欄には実施計画書に記載した県産材の使用割合の計画を記載する。

注2)「実績」欄には県産材の使用割合の実績及びその等を記載する。

第3 PR活動の実績

- (1) セミナー・見学会等の開催日時、参加人数（○組□人）等を記載する。
- (2) チラシやパンフレット等の配布数、配布方法、配布エリア等を記載する。

添付資料 ア 事業の実施に伴い作成した資料等
 イ 事業の実施状況写真

第4 事業費

(単位：円)

事業区分	事業費	負担区分		備考
		助成費	その他	
県産材を使った 快適木の家づくり サプライチェーンの活動				
計				

第5 事業費の内訳

(単位：円)

事業区分	区分	数量	単価	金額	内訳	領収書 (写) NO.
県産材を使った快適木の 家づくり サプライチェーンの活動	賃金					①
	旅費					②
	需用費					
	消耗品費					
	印刷費					
	資料作成費					
	役務費					
	通信運搬費					
	振込手数料					
	広告費					
	使用料・賃借料					
	会場借料					
	備品使用料					
計						

注) 区分欄には、基準第5に掲げる助成対象経費の区分を記載する。

食料費は除く。

別添につける領収書に明細記入ごとの(写)のNO.を記載する。

(別記)

グループの活動報告取りまとめ表

グループ名
構成員 原 木 : 加 工 : 流 通 : プレカット: 住 宅 :
事務局
取組 (実施計画に記載の内容を基にグループの取組方針等を記載して下さい。)
事業実績 (見学会等の開催実績 (年月日、来場者数、パンフレット配布、広告等) を記載して下さい。)
【写真】
(写真が多い場合は別様可)

様式第4号

番号 第 号
令和 年 月 日

グループ名
グループ代表者 殿

(一社) 岡山県木材組合連合会会長

県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの
活動助成金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け、 第 号で報告があった県産材を使った快適木の家
づくりサプライチェーンの活動については、次のとおり助成金額を確定したので、通知し
ます。

つきましては、助成金を振り込みますので、別紙により請求書を提出してください。

記

助成金額 円

(別紙)

県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの
活動助成金請求書

(一社) 岡山県木材組合連合会 会長 殿

グループ名
(グループ代表者)
氏 名

令和 年 月 日付け、(番号) で助成金の額の確定通知のあった県産材を使った快適木の家づくりサプライチェーンの活動助成金を次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

なお、助成金は次の口座に振込みます。

銀行名

銀行

店
店

・ 普通預金 ・ 口座番号
・ 当座預金 ・ 口座番号

口座名義人

フリガナ